



「鳩山町手話言語条例（素案）」に関する意見を募集します

町では、手話が言語のひとつであるとの認識のもと、手話を使用しやすい環境を作ることにより、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、全ての町民が安心して生活することができる共生社会の実現を図るために、「鳩山町手話言語条例」の制定を進めています。

条例の制定にあたり、町民の皆さまからの声を反映させるため、ご意見を募集します。

■閲覧・貸出先 役場長寿福祉課、役場東出張所、町立図書館（町ホームページでも閲覧できます。）

■募集方法 ご意見等を文書にまとめ、直接持参（土・日・祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分まで）、郵送（期限内必着）、FAX、メールでご

提出ください。様式は自由ですが、住所、名前、電話番号は必ず明記してください。在勤の方は会社名と所在地、在学の方は学校名と所在地を明記してください。利害関係を有する方は、利害内容を必ず明記してください。※いただいたご意見等に対する回答は、後日ホームページへの掲載等により行います。（個別の回答は致しませんので、ご了承ください。）

■募集期間 12月10日（火）～令和7年1月17日（金）

■提出先・問合せ ☎ 350-0392 鳩山町大字大豆戸

184-16 役場長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当

☎ 296-1241 FAX 296-3390

メール h140@town.hatoyama.lg.jp



「まめで健康21プラン（第3次鳩山町健康増進計画・鳩山町食育推進計画）（素案）」に関する意見を募集します

町では、こどもから大人まで、こころも体も健やかにいきいきと暮らすことができる町の実現に向けて、地域、関係機関・団体、学校、行政等が連携し、各々の役割を果たしつつ、町全体で健康づくりを支援しながら総合的に推進していくことを目的に、「まめで健康21プラン（第3次鳩山町健康増進計画・鳩山町食育推進計画）」の策定を進めています。

町民の皆さまからの声を計画に反映させるため、ご意見を募集します。

■閲覧・貸出先 町保健センター、役場町民健康課、役場東出張所、町立図書館（町ホームページでも閲覧できます。）

■募集方法 ご意見等を文書にまとめ、直接持参（土・日・祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時

15分まで）、郵送（期限内必着）、FAX、メールでご提出ください。様式は自由ですが、住所、名前、電話番号は必ず明記してください。在勤の方は会社名と所在地、在学の方は学校名と所在地を明記してください。利害関係を有する方は、利害内容を必ず明記してください。※いただいたご意見等に対する回答は、後日ホームページへの掲載等により行います。（個別の回答は致しませんので、ご了承ください。）

■募集期間 12月10日（火）～令和7年1月17日（金）

■提出先・問合せ ☎ 350-0324 鳩山町大字大豆戸

183-1 鳩山町保健センター

☎ 296-2530 FAX 296-2832

メール h4600@town.hatoyama.lg.jp

Topics

トピックス



闇バイトは犯罪です！

家族や警察などに相談しましょう。

一度加担してしまうと、「やめたい」と思っても応募したときに登録した個人情報をもとに、「家に行く」「家族や職場にばらす」等と脅され、逮捕されるまで抜け出せなくなります。闇バイトに申し込んでしまった、抜け出したくても抜け出せない場合はすぐに警察に相談してください。

■相談窓口 警察相談専用ダイヤル #9110

西入間警察署 ☎ 284-0110



特殊詐欺にご注意ください

特殊詐欺とは、犯人が電話等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させ

る犯罪のことです。詐欺被害に逢わないために、次のような対策を実施しましょう。不審な電話がかかってきたら、西入間警察署にご相談ください。

■相談窓口 西入間警察署 ☎ 284-0110

通話内容を
録音します…



ただいま留守に
しております…

被害に遭わぬための予防策

- 「合言葉」を決める** ベットの名前や親兄弟の名前等、事前に合言葉を決めておきましょう。
- 日頃から連絡をとる** 家族間のメールや電話を頻繁にしましょう。
- 相談相手を決めておく** 家族や友人、警察など不審なことがあったらすぐに相談しましょう。
- 在宅中も留守番電話に設定**
- 防犯機能付電話の活用** 「通話内容を録音します」等の警告メッセージが犯人に効果的です。



効果的な防犯対策について

効果的な防犯対策

- 就寝中だけでなく、在宅時も施錠するなど戸締りを徹底する**
- 訪問者に対して、不用意にドアを開けず、インターフォンなどで確認する**
- 外出先から帰宅したときは、周囲に人がいないか確認する**
- 自宅に必要以上の現金を置かない**
- 不審に感じた時はためらわずに110番通報する**



マイナンバーカード取得と電子証明書に関する手続き受付中！

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、マイナンバーカードや電子証明書に関する手続きを行っています。

お手続きには事前予約が必要です。ご希望の方は、臨時開庁予定日の4日前までに町民健康課へお電話で予約をお願いします。ご予約の際には、ご希望の時間帯（午前中のみ）とお手続き内容をお伝えください。

正面玄関が閉まっていますので、来庁時には職員通用口（正面玄関向かって右側）からお入りください。

◆ **12月～令和7年2月 休日臨時開庁日**

■**日時** 12月8日（日）、令和7年1月11日（土）、2月9日（日）午前9時～正午

■**問合せ** 役場町民健康課 ☎ 296-5891

※予約があった日（予約のあった時間帯）のみ開庁します。原則として、当日受付は行っておりませんので、ご注意ください。



令和6年度さわやか健康教室の参加者募集！

いつまでも健康でいきいきと過ごすための3本柱の「運動・栄養・社会参加」のポイントをわかりやすく学ぶことができる講座です。特に高齢期に大切な「栄養」をしっかり学ぶことができます。ぜひご参加ください。

※この教室は、町地域包括支援センターと鳩山町健康づくりサポーターの会との協働のもと開催します。

■対象者 町内在住の65歳以上の方

■時間 午後1時30分～3時30分（受付：午後1時10分から）

※3回目の調理実習の日は、午前10時から午後1時30分ごろ（受付：午前9時30分から）

※実施内容及び日程については表のとおり

■参加費 無料（調理実習のみ500円程度参加費あり）

■参加申込 12月11日（水）から12月20日（金）まで電話で申し込みをお願いします。

■定員 15人（新規参加者を優先）

■その他 申込者には参加申込書、アンケート、教室のプログラム等送付します。4回以上出席された方に修了証書をお渡しします。修了者は健康づくりサポーターとして活動することができます。

※2月21日の公開講座の詳細は広報1月号等でご案内します。

■申込先・問合せ 町地域包括支援センター

☎ 296-7700

日時・会場	内容	講師
① 令和7年1月10日（金）午後1時30分～3時30分今宿コミュニティセンター	開講式、オリエンテーション 健康づくりサポーターとさわやか健康教室について フレイル予防自己点検票Ⅱ実施、結果説明 脳力アップ！のフレイル予防運動講座①	町職員（保健師） パーソナルトレーナー 小山 雅弘氏
② 1月17日（金）午後1時30分～3時30分今宿コミュニティセンター	自宅でできる「簡単！ちょいトレ」 脳力アップ！の栄養講座①	健康づくりサポーターの会 管理栄養士
③ 1月21日（火）午前10時～午後1時30分泉井交流体験アリア	脳力アップ！の栄養講座②（調理実習） ※参加費あり	町職員（管理栄養士） 健康づくりサポーターの会
④ 1月31日（金）午後1時30分～3時30分今宿コミュニティセンター	自宅でできる「簡単！ちょいトレ」 オーラルフレイル予防講座	健康づくりサポーターの会 埼玉県歯科衛生士会 歯科衛生士
⑤ 2月7日（金）午後1時30分～3時30分今宿コミュニティセンター	脳力アップ！のフレイル予防運動講座②	パーソナルトレーナー 小山 雅弘氏
⑥ 2月17日（月）午後1時30分～3時30分今宿コミュニティセンター	自宅でできる「簡単！ちょいトレ」 地域資源の紹介、健康づくりサポーター活動紹介 次のステップについて 閉講式	生活支援コーディネーター 健康づくりサポーターの会
⑦ 2月21日（金）午前10時～11時30分地域包括ケアセンター 地域の交流スペース	【公開講座】 (仮) しっかり動ける体を維持するための食事のポイント！～高齢期に適した栄養の取り方とは～	埼玉医科大学病院 社会福祉法人埼玉医療福祉会（兼務） 栄養部長 管理栄養士 平野 孝則氏 (公益社団法人埼玉県栄養士会 会長)

企業版ふるさと納税による寄附をいただきました

鳩山町の地方創生事業に対して、企業版ふるさと納税として寄附をいただきました。あたたかいご寄附、誠にありがとうございました。

■企業名 株式会社アサイン

■所在地 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング12階

■寄附をいただいた対象事業 就職支援

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

ASSIGN ◀株式会社アサイン様
ロゴマーク

「ペダル付き原動機付自転車」にはナンバープレートが必要です

道路交通法が改正され、令和6年11月1日から、モーターのみで自走できるペダル付き原動機付自転車が、原動機付自転車等に含まれました。

ペダル付き原動機付自転車には、従来の原動機付自転車と同様に、軽自動車税※（種別割）が課税されます。該当する車両を取得したとき、または現在未申告の車両を所有している場合は、速やかに軽自動車税（種別割）の申告手続を行い、課税標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

なお、購入する際には、販売事業者に区分等を確認して購入するようにしてください。所有者の変更や車両の買替、廃車をしたときも役場への届出が必要です。

■問合せ 役場税務会計課 ☎ 296-5892

手続に必要なもの

- 対象車両に該当することがわかるパンフレット等
- 販売証明書（譲渡による取得の場合は、譲渡証明書）
- 届出者（窓口にお越しになる方）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等）

※軽自動車税（種別割）は、車両の所有者に対して課税されます。申告した際に、課税標識（ナンバープレート）が交付されますが、これは課税物件であることを表す標識です。課税標識（ナンバープレート）の交付を受けていても、道路運送車両法の保安基準を満たしていないければ公道を走ることができません。



マイナンバーカードの健康保険証利用登録（マイナ保険証）の解除ができます

マイナンバーカードの健康保険証利用登録（マイナ保険証）を登録した方で、登録解除をご希望の場合は申請が必要です。

■対象 町の国民健康保険、または埼玉県後期高齢者医療保険の被保険者

■申請に必要なもの

- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど公的機関が発行した顔写真付きのもの）
- 同一世帯員以外は申請する場合には、委任状・代理人の本人確認書類

■注意事項

- お手元に有効期限内の被保険者証がある場合には、「資格確認書」は交付されません。被保険者証の有効期

限が切れる前に「資格確認書」を郵送します。

・利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、2か月程度時間がかかる場合があります。

申請後から解除までの間に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に対し、自身が以前に入っていた医療保険者等に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の申請を行うようにしてください。

・社会保険に加入の方は、加入している健康保険組合にお問い合わせください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

「音楽」と「英語」を使って遊ぼう！

鳩っこイングリッシュリトミック教室



日程	時間
12月5日(木)	
12日(木)	午前10時～正午
19日(木)	

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

暮らしの防災ガイド

■問合せ
役場総務課 ☎ 296-1214



▶ 日頃の備えを見直してみましょう

自宅で被災生活を送ることを想定し、家に置いておくとよい防災グッズ10品を紹介します。これらを参考に、日頃の備えを見直してみましょう。

- | | | |
|------------|-----------------|---------------|
| ①水 | ④口腔ケア用ウェットティッシュ | ⑦からだふきウェットタオル |
| ②非常食 | ⑤ポリ袋 | ⑧ラップ |
| ③ LED ランタン | ⑥新聞紙 | ⑨カセットコンロ・ボンベ |
| | | ⑩携帯トイレ |

▶ 社会福祉協議会主催の災害ボランティア講演会が実施されました

10月24日（木）に、住民の災害時における自助・共助の重要性を周知することなどを目的とした社会福祉協議会主催の災害ボランティア講演会が開催されました。講演会では、被災地に派遣された町職員及び社会福祉協議会職員の活動が報告されました。

「日頃の備えの大切さを感じた」などの感想が寄せられ、当時の被災地の現状や対応について知り、自助・共助について考えることで、防災意識や地域のつながりの大切さなどの理解が深まる講演となりました。



▶ 鳩山町シェイクアウト訓練を実施しました

11月5日（火）に鳩山町シェイクアウト訓練を実施しました。訓練の参加については、21団体、1,851人（個人参加を含む）という多くの方にご登録いただきました。ご協力・ご参加ありがとうございました。

地震はいつどこで起きるかわかりません。今回の訓練で行った安全確保行動を習慣づけ、いざというときに備えましょう。



▲今宿小学校での訓練の様子

▶ 鳩山町食生活改善推進員協議会主催 「防災のまちづくり講座 食と防災」が実施されました

11月6日（水）に、地震や豪雨、台風など「もしもの災害」のために、日頃の備えを見直すことなどを目的とした、鳩山町食生活改善推進員協議会主催「防災のまちづくり講座 食と防災」が開催されました。講座では、鳩山町に被害をもたらす地震などの基礎知識や家に置いておくとよい防災グッズについて等を学びました。

また、講座後には、非常食を活用したパッククッキングを実施し、災害時の簡単な調理方法を体験しました。



こども医療費支給制度・ひとり親家庭等医療費支給制度・重度心身障害者医療費支給制度について

る制度です。

■対象 ひとり親家庭もしくは両親のどちらかに一定以上の障がいがある家庭、もしくは両親がないため親に代わって、そのこどもを育てている養育者家庭等とこども（こどもに障がいがある場合は20歳まで）

※児童扶養手当制度に準じた所得制限があります。

【重度心身障害者医療費支給制度】

心身に重度の障がいのある方が、医療機関等で受診した際の医療費の一部負担金等を助成する制度です。

■対象 身体障害者手帳1級から3級、4級（一部）所持者、療育手帳Ⓐ、Ⓑ所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、65歳以上で後期高齢者医療制度の障がい認定を受けた方

※支給について所得制限があります。また、65歳以上で新たに重度心身障がい者となった方は助成の対象となりません。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

適正受診のご協力及びジェネリックの利用をご検討ください



適正受診のご協力及びジェネリックの利用をご検討ください

今後も医療保険制度の運営を維持するため、皆さんのご協力をお願いします。

- ◆緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう。
- ◆同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は、同じ検査を繰り返すなど 医療費の無駄となります。安心して相談できる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ◆ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう。ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で製造された薬のことです。ジェネリック医薬品の

品質・有効性・安全性は、新薬と同等であると厚生労働省が認めています。（すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。）ジェネリック医薬品を使用することにより、一人ひとりの自己負担や医療保険財政の改善、医療費抑制につながり、医療費支給制度の負担軽減につながります。この機会に、かかりつけ医師や薬剤師にご相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

令和6年度 認知症検診について



町では、県の「認知症検診事業」の助成を受け、認知症について理解を深めるとともに、認知症の早期発見及び状況に応じた適切な治療につなげることを目的として、認知症検診を実施しています。

今年度対象となる方は次の方です。この機会に、認知症検診をお受けいただき、今後の健康づくりに活かしていただきますようお知らせします。

■対象者 下記に該当する方で、検診日に鳩山町に住民票がある方

70歳：昭和29年4月2日～昭和30年4月1日

75歳：昭和24年4月2日～昭和25年4月1日

※すでに認知症診断をされている方は対象外です。

■実施期間 12月25日（水）まで

■問合せ 町地域包括支援センター ☎ 296-7700